

令和7年3月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年3月24日（月）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時05分
  
- 5 出席した教育長及び委員
  - 花田 忠雄 教育長
  - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
  - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
  - 笠原 陽子 委員
  - 佐藤 麻子 委員
  - 常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員


教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
県立高校改革担当課長	原田 賢
行政課長	飯田 馨
教職員企画課長	野村 雅朗
参事兼教職員人事課長	田村 暢
県立学校人事担当課長	大東 洋樹
参事兼高校教育課長	渡貫 由季子
高校教育企画担当課長	廣幡 清広
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## 教育委員会 3月臨時会 会議日程

日時 令和7年3月24日（月）9時30分から  
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第1

- |          |   |
|----------|---|
| 臨教第51号議案 | 令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画について                                    |
| 臨教第52号議案 | 「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」について                                    |
| 臨教第53号議案 | 神奈川県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則   |
| 臨教第54号議案 | 神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づきあらかじめ教育委員会の指示を受ける事項について |
| 臨教第55号議案 | 神奈川県教育職員免許状再授与審査会委員の委嘱について                                      |
| 臨教第56号議案 | 人事案件について  |
| 臨教第57号議案 | 人事案件について  |

### 2 協議・報告事項

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 報告1 | 令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について |
| 報告2 | 教職員による不祥事防止の取組について              |

## 教育委員会 3月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 3月臨時会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。  
本日の会議録署名委員ですけれども、佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画について」ほか6件の付議案件があります。  
また、協議・報告事項として「令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について」ほか1件の報告があります。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第55号議案から臨教第57号議案までの各議案は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。  
また、日程第1の臨教第53号議案と臨教第54号議案は、それぞれ関連する案件ですので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それではここから先は、会議規則第22条の2の規定によりまして、下城委員に進行をお願いします。

下城委員 それでは、日程第1の臨教第51号議案に入ります。

臨教第51号議案 令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画について  
説明者 廣幡高校教育企画担当課長

高校教育企画担当課長 臨教第51号議案「令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画」

についてご説明します。ファイル01「臨教第51号議案」をご覧ください。令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画について決定いたしたく、提案するものです。設置計画は、令和6年9月に発表した設置基本計画案を基に、さらに詳細なものとして作成したもので、この3月に開催されました神奈川県議会文教常任委員会での報告を踏まえ、本日提案をさせていただいております。対象校ですが、再編・統合の対象校が2組で、1組目が田奈高校と麻生総合高校、2組目が小田原城北工業高校と大井高校。学科改編の対象校が2校で、1校目が神奈川工業高校の定時制、2校目が神奈川総合産業高校の定時制です。対象校における主な内容について、再編・統合対象校から概要を説明します。

それでは、2/49ページ以降の「田奈高校・麻生総合高校の設置計画（案）」をご覧ください。

田奈高校・麻生総合高校は、総合学科のクリエイティブスクールとして、5/49ページの「(2)教育展開の方針」二つ目の○(丸)のとおり、総合学科の生徒が必ず履修する科目である「産業社会と人間」を中心にキャリア教育を実践するとともに、6/49ページから7/49ページのとおり、多様な系列選択科目や学び直し科目などを設置し、これまでの両校の取組を活かした教育内容を展開します。

次に、11/49ページ以降の「小田原城北工業高校・大井高校の設置計画（案）」をご覧ください。小田原城北工業高校・大井高校は、学科併置の特色を活かし、普通科の生徒については、17/49ページの中段、「主な科目」のとおり、工業科の科目を選択できるように、また、工業科の生徒については、23/49ページの「主な科目」のとおり、普通科が培ってきた福祉の視点を取り入れ、総合的な探究の時間などで他者と協働しながら、課題解決をする力を育むなど幅広い教育活動を展開します。また、「(5)学習指導の工夫」のとおり、クリエイティブスクールとして、少人数授業や習熟度に応じた授業等を展開します。続いて、学科改編対象校についてご説明します。

27/49ページ以降の「神奈川工業高校の定時制の設置計画（案）」をご覧ください。神奈川工業高校の定時制は、単位制普通科と工業科の学科併置の特色を活かし、33/49ページの「主な科目」のとおり、普通科の生徒が工業科の科目を選択できるようにするなど、幅広い教育活動を展開します。

また、34/49ページの「日本語支援科目について」のとおり、普通科及び工業科に、外国につながるのがある生徒が入学することを想定し、日本語支援科目を設置するなど、多様なニーズに対応します。

なお、工業科の日本語支援科目については、37/49ページの「主な科目」に記載しております。

次に、40/49ページ以降の「神奈川総合産業の定時制の設置計画（案）」をご覧ください。神奈川総合産業高校の定時制は、44/49ページから45/49ページのとおり、単位制普通科として、多様な選択科目を設置するなど、幅広い教育活動を展開します。

また、46/49ページに記載の「学びなおす国語」や「日本語Ⅰ」のとおり、学び直し科目や外国につながるのがある生徒を対象とした日本語支援科目を設置するなど、多様

なニーズに対応します。詳細については、後ほどご覧ください。

本日決定をいただきましたら、対象校においては、この「設置計画」を指針として、記載されている「設置の目的」や「基本的コンセプト」を踏まえた具体的な学校づくりを進め、令和8年4月から、新たな教育活動を開始します。

「令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画（案）について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員            それぞれ、再編・統合など、2年ほど前に県民に向けて発表していると思うのですが、それを受けて、志望状況、定員充足度はどのようになっていますでしょうか。近年、去年や今年など。

高校教育課長        再編・統合前ではありますけれども、まず、田奈高校は、この間の入試の倍率は志願変更時で0.63倍、麻生総合高校は0.49倍です。小田原城北工業高校は学科によりますけれども、1.00倍のところもあれば、倍率があまり出なかったところは、0.32倍というところもありました。大井高校は0.76倍です。

下城委員            よろしいでしょうか。他に。

笠原委員            田奈高校と麻生総合高校の教育課程表の部分で、クリエイティブスクールで学び直しという視点を大事にしながらというような記載もあるのですが、1年次で「教養Ⅰ」、2年次で「教養Ⅱ」という形で、1年次に入ってきた段階で、中学校段階の学び直しが充実していくことを考えたときに、果たしてこれに対応できるのかどうかということと、1年次に総合的な探究の時間が入っていないのですが、これは何に代っているのかという2点を教えていただきたいです。

高校教育企画担当課長    まず、「教養Ⅰ」については、その中で、学び直し科目、中学生の段階から、基礎的な科目を中心に行っていくという形で、対応が十分可能かと思っております。総合的な探究の時間が、2年生から2単位となっておりますけれども、そこも1年生の段階を踏まえて、2年生で2単位、3年生で1単位という形で、系統立てて学習していくことが可能ということで、このような形になっているかと思えます。

笠原委員            今の課長の話で、「教養Ⅰ」で十分に学び直しが可能であるという根拠は、どういふところなのでしょう。田奈高校に在籍している学生達は、いろいろな課題があるお子さん達であったと認識しています。そのお子さん達にとって、30人程度のクラス編成の中で、個別対応も含めながらやっていくと考えたときに、「教養Ⅰ」だけが学び直しということではなくて、やはり1年次に、中学から入ってきた生徒達を支えていくかということと考えたときに、これで大丈夫なのかなという気がするのですが、どういふ根拠をもって、「教養Ⅰ」だけで十分対応が可能だと判断したのか、教えていただきたいです。

高校教育企画担当課長　もちろん既存の、例えば、現代の国語や共通科目の中でも、当然、子ども達に分かりやすい授業を行って行く中で、さらに「教養Ⅰ」等の科目の中で、体系的・系統的に学習を展開し、さらに2年生では「教養Ⅱ」もありますので、そこも系統的に、もちろん既存の科目も踏まえながら、力をつけさせていくというところで、「教養Ⅰ」と「教養Ⅱ」の中で十分可能であると考えています。

笠原委員　今の話にあった、そういう体制を整えていくという中で、「7 施設・設備の整備」と「8 その他」ということで、教員の配置が書いてあるのですが、今課長が言ったところをきちんと担保するように、実際にどのような施設・設備の整備を行うのか、教員の配置の工夫、他の学校とどのように違うのか、この2点について教えてください。

高校教育企画担当課長　まず、「7 施設・設備の整備」の件については、例えば、麻生総合高校が圃場を持っているのですけれども、その圃場を少し移転して、そこでも総合学科クリエイティブスクールですので、幅広い学びが展開できるような形で、施設・設備を整えているというようなところがあります。それから、「8 その他」で、全日制課程の単位制総合学科（クリエイティブスクール）の教育の展開に必要な教職員を配置するというので、当然、職員研修もしながら、教育、クリエイティブスクールに理解があるような職員などを配置していきたいと考えております。

教育監　補足をすると、クリエイティブスクールですので、まず、30人編成を基本とした少人数の展開を、ホームルーム単位で行う授業のところで行っていて、それを支えるための教員を、通常の学校から比べると大幅な加配をしている状態で展開をする。さらに、ホームルーム単位以外に、習熟度に応じた、丁寧な学びができるような形で、少人数展開ができる教育課程の組み方をしますし、教員の配置をします。通常の、今、課長も申し上げたような科目であったり、数学の科目であったり、通常設置されている科目の中でも、中学校段階で十分に学べていないようなところの、義務教育段階の学び直しの部分も、丁寧にやりながら学んでいって、「教養Ⅰ」と「教養Ⅱ」は、あくまでもそこを集中的に学び直しをするために置いているものになります。それから総合学科になりますので、1年次のところにある「産業社会と人間」という科目がキャリアに関して学ぶ科目で、総合学科で原則必修科目として必ず設置することが求められている科目ですけれども、これがその先の「総合的な探究の時間」の学びにもつながっていくような学びを展開していきますので、「総合的な探究の時間」は、2年生2単位、3年生1単位の、合わせて3単位という形になっていますけれども、そういう総合学科ならではの学びを展開していく形になっています。

笠原委員　いろいろな生徒達がいる、進路選択をするときに、自分にあった学校なのかということは重要だし、クリエイティブスクールとしての田奈高校が担ってきた役割は、すごく大きかったと思います。でもそれが、時代の変化の中で、なかなか継承というか、どこまでそれが県立学校の中にノウハウとして残っているのかということも気

になるところではあるのですが、是非、ここで学ぶ子ども達をしっかりとサポートして、展開をしていただきたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょう。

少し関連して私からも。クリエイティブスクールの釜利谷高校の視察に行ったときに、生徒達が、自分は中学校では見過ごされてしまっていたと言う。先生から、あるいは生徒から見て、活躍している子がいる一方で、自分達は注目されなかった。だけど、ここに来たら、すごく先生達が声をかけてくれる。いろいろと関心を持ってくれるということが、すごく安心につながって、とても安心して勉強できるという声を、何人もの生徒から直々に聞きました。それがすごく大事だなと。そうやって埋もれていた生徒がクリエイティブスクールに入ってきた中で、学ぶ意欲をもう1回取り戻すという。だから、しっかり教えるということも、とても大事。声をかけてあげられる教員を配置するというのも、とても大事。一方で、あそこなら合格できると、中学校から来る生徒も一定程度まだいて、その生徒はやはりリタイヤしていく。だから、クリエイティブスクールは、高校進学がぎりぎりの子達を送り込めるという中学校の認識はもうやめてくださいという広報です。クリエイティブスクールとは、どういう子達に来てもらって、一生懸命、勉強、意欲を取り戻す、助けになるのかということをしちんと分かってもらえるように、中学校に対する広報も含めて、しっかりやっていただきたいと思います。感想です。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

吉田委員 7/49ページの主な科目のところに、「介護総合演習（2単位）」があるのですが、介護総合演習はいろいろなところでやられているのですか。

高校教育企画担当課長 他の学校でということですか。

吉田委員 他のクリエイティブスクールなどでも結構やっているのか。

高校教育企画担当課長 例えば、今回、小田原城北工業高校と再編・統合する大井高校でも、介護実習という形で、福祉の科目でやっている学校があります。

吉田委員 実習の現場は、老人保健施設や病院などを指しているのですか。

高校教育企画担当課長 例えば、現在、麻生総合高校などは、ベッドメイキングやシャンプーといったことをしています。

吉田委員 それは実際の入居者の方が対象か。ベッドメイキングだと誰もいなくてもできるではないですか。そういった人を対象に実習をしているのですか。

高校教育企画担当課長 今は教室でやっています。

吉田委員　　私は医療界にいて、介護やいろいろな高齢者が増える中で、こういった分野は非常にありがたいと思うし、なんと言っても、そのことを通じてやさしい気持ちが醸成されるのではないですか。非常に大歓迎で、もし、このことをきっかけに、今、取れる国家資格として考えると、当然ナースがある。それ以外に、介護福祉士という国家資格がある。そのためのものにつながっていけばよいと感じたので、聞いたところです。ですから、何年後かに、この学校から介護の分野に進んだ生徒がどれぐらいというデータなどもほしいと思いますので、また引き続き前向きに検討してください。

常陸委員　　今回の設置計画について、今の段階で、生徒、保護者、地域の皆さんから、このところが課題、心配というような声は、大きく上がっているところはあるでしょうか。

高校教育企画担当課長　　今回、対象校の2組と、学科改編対象校2校については、特に学校から、例えばPTAなどから、話は特に伺っていないと聞いています。

常陸委員　　大きな変化だと思うので、進む中で何かそういった声が上がってきた場合は、丁寧にお答えいただけると。

下城委員　　よろしいでしょうか。  
それでは、よろしければ採決について教育長をお願いします。

教育長　　ただいまの臨教第51号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員　　異議なし。

教育長　　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員　　それでは次に、進行の関係から、協議・報告事項の報告1に移ります。

**報告 1**　　**令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について**  
説明者　　渡貫高校教育課長

高校教育課長　　ファイル08、報告1「令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果」について報告します。まず、資料の「1 合格者平均点の推移」をご覧ください。全日制の課程では、国語が73.8点と最も高く、数学が51.3点で最も低くなってい



ます。最も平均点が高い教科と低い教科の差は22.5点となっています。中間点のある記述式問題の数は、昨年度と同様、外国語（英語）、国語で各1問とし、その他の問題は全て選択式問題としました。

次に、定時制の課程です。問題は全日制とは異なるものになります。国語が58.1点と最も高く、外国語（英語）が52.7点で最も低くなっています。中間点のある記述式問題の数は、昨年度と同様、外国語（英語）で2問、数学で1問とし、その他の問題は全て選択式問題としました。報告の後半には、「2 結果の概況」として、正答率が高い問題と低い問題を記載しております。

また、次ページ以降には、教科ごとの得点分布や設問ごとの正答率等、詳細を記載しております。後ほどご覧いただけたらと思います。

これらの結果については、県のウェブサイトに掲載し広く周知するとともに、子ども教育支援課をとおして県内公立中学校に周知します。

また、来年度の入学者選抜に向けては、公立中学校長会からの意見等を踏まえ、今回の結果をより詳細に検証した上で、次年度の作問の工夫・改善に活かしていきます。

報告は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、報告ですので、以上とさせていただきますが、よろしいですか。

それでは、日程第1の臨教第52号議案に移ります。

臨教第52号議案

「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」について

説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長

ファイル02「臨教第52号議案」をお開きください。「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」について」です。提案理由ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、神奈川県教育委員会における第2期の障害者活躍推進計画を策定いたしたく提案するものです。

24/25ページをご覧ください。「1 策定趣旨」ですが、令和元年の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされ、令和2年度から令和6年度までの5か年の「神奈川県障がい者活躍推進計画」を策定しました。このたび、計画期間が終了するため、第2期計画を策定するものになります。

「2 これまでの取組」については、素案を作成後、県議会で議論の上、県民意見募集を行い、その内容を反映させたものを案とし、再度県議会で議論を行ってきたところです。

「3 活躍推進計画の構成」については、記載のとおりです。現行計画から追加した主な取組等について、抜粋して説明します。

16/25ページ、「1 推進体制の整備」の「(4) 障害理解の促進」の「ウ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等の積極的な活用」になりますが、従来の取組であるeラーニングや養成講座の積極的な活用だけでなく、当事者の声を聴く場を設定すべきという意見がありましたので、「障害当事者の経験談を聞く機会の設定」のところを追加し、障害に係る基礎知識や障害種別に応じた配慮等に関する職員理解の促進を図っていきます。

19/25ページ、「3 職場環境の整備」の「オ 教育委員会事務局職員による職場定着のための職場訪問」になります。事務局担当職員が直接、職場を訪問し、勤務状況の確認や、職員及び所属長等との面談をとおして、職場における配慮事項や、職場、教育委員会への要望を伺い、支援等に活かしていきます。

続いて、「4 職員の採用・育成等」の「(1) 障害者採用の取組」の「ア 「サポートオフィス」のさらなる拡大」ですが、従来の集約型拠点に加え、県立学校や教育委員会所管の行政機関等への職員配置をさらに進めることで、拡大を図っていきます。

21/25ページ、「(3) 多様で柔軟な働き方の推進」の「ウ 多様な勤務時間の検討」ですが、障害特性等に応じて勤務時間をより柔軟に選択できるよう、週20時間未満の雇用を検討するなど、障害者の就労機会の拡大を図っていきます。「(5) その他」の「ア 難病患者等を対象とした職員採用の検討」ですが、障害者手帳の交付条件に当てはまらない難病患者等を対象にした多様な職員採用を検討していきます。

続いて、「IV 計画の目標」になります。23/25ページをご覧ください。引き続き、障害者雇用率及び職場定着の二つの項目で目標を設定し、「法定雇用率を上回る障害者雇用の推進」及び「職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない」ことを目標としていきます。以上の取組を着実に推進することで、障害のある全ての職員が活躍できるよう努めていきます。

なお、24/25ページ、25/25ページの「「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」について」の「4 策定後の周知」ですが、県のホームページへ掲載するほか、市町村教育委員会等関係機関へ送付します。また、職員への周知をしっかりと行っていきます。

以上で臨教第52号議案の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いします。

下城委員

では、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

常陸委員

12/25ページのところで質問です。三つ目の○(丸)ですけれども、雇用率や定着率については、一定の高い水準にあると考えられるということですが、マッチングが、なかなか肯定的な意見が7割ぐらいに留まっているということで、これまでの推移からすると、少しずつ上がってきているところではあると思うのですが、マッチングの難しさや課題はどんなところにあると考えていますか。

管理担当課長 実際に配置する前に要望を伺っているところですが、実際配置してみた後に、実際の職場の環境であったり、ハード面であったりもそうですし、人間関係などといったところが、実際に配置されるとイメージとのギャップがあったりするということはよく聞かれますので、そうしたことは、指導員が巡回等をしていますので、その中で汲み取って、必要に応じて配置換えなど、ご本人が気持ちよく働けるように、そういった情報を収集して、つなげていきたいと考えているところです。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 障害のある方々が職場に入ってくることによって、障害者の働き方を理解するという部分で、この資料では、パンフレット等を通じてと書いてあるのですが、実際に研修のようなことをやらないのでしょうか。

管理担当課長 実際に研修を行っております。新規採用職員研修で障害理解の研修も行いますし、職階層ごと、役職が上がるごと、障害理解の研修を行っております。また、厚生労働省が設定している研修なども、職場研修ということで参加していただいたりしていますので、そうした研修をやっているのですが、また、今回の意見募集の中では、障害種別の中でも、知的障害の部分についての理解というところで、どうなのかという提案はいただいていますので、そうしたところも関係機関と連携して、研修を設定していきたいと考えているところです。

笠原委員 職階別の研修も、それぞれの課内での課長等も含めての研修も、繰り返し行われることがとても大事だと思うので、オンラインであったり、いろいろな方法があると思うので、是非継続してほしいということと、今回、障害者手帳を持たない難病指定の方も視野に入ったことは、とても意味のあることだと思いますので、そういう方々への周知も含めて、働きやすい職場環境に、是非より一層努めていただければと思います。

下城委員 他はいかがでしょうか。

佐藤委員 この計画案自体が公表資料になるかと思うのですがけれども、ユニバーサルデザインの文字を使うのは難しいのですか。

管理担当課長 フォントということですか。

佐藤委員 そうです。

管理担当課長 今のところ予定はしていなかったのですが、研究したいと思います。

佐藤委員 お願いします。

下城委員 他に。

吉田委員 19/25ページの四角囲みの「オ 教育委員会事務局職員による職場定着のための職場訪問」は、所属長、職員等々と面談を行う形かと思います。非常にありがたいこと、その後のフォローアップとして非常に大事なことだろうと思います。障害者と言っても大きく分けて二つ、身体障害者、精神障害者。今、知的障害という言葉があったのは、どちらかといえば精神障害者の部類かと思います。身体障害者は比較的固定した形になります。ある程度、定期的な通院でよいかと思います。精神障害、知的障害も含めて、場合によっては1週間に1回、月に1回など、定期的な診察を受けている可能性がある。そうであれば、所属長等々が、きちんと主治医と連携を取っているか、例えば、主治医から「こういうことに配慮してください」などといった要望があったり、そういったことを聞いているかという項目も入れてほしいという要望です。職場に行ったとき、きちんと主治医と連携がとれているかをチェックしていただければと思います。

管理担当課長 話の内容については、指導員が巡回する中で、職場と障害のある方との間に入っていますので、その中で、医療機関との連携などを確認したいと思います。

吉田委員 そうですね。教育委員会の方から主治医に連絡をとる必要はないと思うけれども、現場同士できちんと連絡がとられているかという確認が、非常に大事なことかと思います。

下城委員 他によろしいでしょうか。  
それでは他に質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長 それでは、ただいまの臨教第52号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、臨教第53号議案及び臨教第54号議案に移ります。

臨教第53号議案

神奈川県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

臨教第54号議案

神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づきあらかじめ教育委員会の指示を受ける事項について

管理担当課長 ファイル03「臨教第53号議案」について説明します。1/4ページをご覧ください。本件は、全庁的に永年勤続職員表彰の事業を廃止することに伴い、神奈川県教育委員会表彰規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。前回ご報告しましたが、今年度の永年勤続職員表彰者については、3月末時点で合計246名となっているところです。また、本表彰は一般職の職員だけでなく、学校医・学校歯科医・学校薬剤師なども表彰対象としているところですが、関係団体にも意見を伺い、廃止へのご理解をいただいたところです。

具体的な内容については、4/4ページ「臨教第53号議案関係」で説明します。「1 改正の趣旨」ですが、全庁的に永年勤続表彰の事業が廃止されることから所要の改正を行うものです。

「2 改正の内容」ですが、永年勤続職員表彰に係る規定を削除します。

「3 施行期日」ですが、令和7年4月1日としています。2/4から3/4ページが、改正規則案及び新旧対照表になりますので、後ほどご覧ください。

以上で、「臨教第53号議案」の説明を終わります。

続いて、ファイル04「臨教第54号議案」について説明します。1/4ページをご覧ください。永年勤続職員表彰の事業を廃止することに伴い、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の指示を受けて教育長が臨時に代理できる事項について、改正を行いたく提案するものです。

具体的な内容については、4/4ページ「臨教第54号議案関係」で説明します。「1 改正の趣旨」ですが、全庁的に永年勤続職員表彰の事業が廃止されることから所要の改正を行うものです。

「2 改正の内容」ですが、永年勤続職員表彰に係る規定を削除するものです。具体的な改正箇所は、「1 教育委員会の会議にその処理結果の報告を必要とする指示事項」「(3) 教育委員会表彰のうち次に掲げる表彰に関する事項」のうち、「ア 永年勤続職員表彰」を削除するものです。

「3 施行期日」は、令和7年4月1日としています。

2/4ページから3/4ページが改正規則案及び新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、「臨教第54号議案」の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

下城委員 それではご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員 表彰という行為がなくなるということなのですからけれども、長年、県教育に貢献されてきた方に対するベネフィット、例えばリフレッシュ休暇のようなものは残るという理解でよいでしょうか。

管理担当課長 今までは勤続年数に応じてリフレッシュ休暇等を取得できたのですが、一定年齢に

なったところで、リフレッシュ休暇がとれるように改正を予定しているところです。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それではご質問がなければ、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの臨教第53号議案と臨教第54号議案、この各議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 次に、協議・報告事項の報告2に移ります。

## 報告2 教職員による不祥事防止の取組について

説明者 飯田行政課長

行政課長 ファイル09、報告2「教職員による不祥事防止の取組について」です。まず、「1 懲戒処分の状況等」についてです。「(1) 過去5年の懲戒処分事案の推移」といたしましては、今年度、令和7年3月13日現在ですが、10件の懲戒処分を実施し、その内、性暴力等事案は4件となっております。令和2年度から令和5年度までの件数は資料記載のとおりです。「(2) 令和6年度の懲戒処分の状況」ですが、「ア 性犯罪・性暴力等」の事案は4件、「イ その他」は6件、具体的な内容は、内容欄に記載のとおりです。

2/13ページをご覧ください。「2 従来施策の効果検証」についてです。「(1) 概要」についてですが、今年度は、資料記載のとおり、不祥事防止対策に係る取組の効果検証を実施いたしました。「(2) 具体的な実施内容」ですけれども、「ア 過去10年間の懲戒処分事案の傾向分析」については、懲戒処分事案の加害教職員の年代や教職員歴など、傾向分析を実施したものです。具体的な分析結果は、資料記載のとおりです。「イ 他団体への不祥事防止の取組状況調査」についてですけれども、他の都道府県等に対し、性暴力等の不祥事防止の取組状況等について、調査・聴き取りを実施し、その結果については資料記載のとおりです。「ウ 県立学校長・教職員等向けアンケート調査」です。県立学校長、一般教職員等に県の不祥事防止の取組の認知度や必要と考える取組等に係るアンケート調査を実施し、その調査結果については、資料記載のとおりです。

3/13ページをご覧ください。「エ 有識者への意見聴取」についてです。効果検証の結果について、有識者に意見聴取を行い、有識者からいただいた意見については、

資料記載のとおり、主な有識者意見に記載のとおりです。以上が従来施策の効果検証の内容です。

次に、「3 モデル校での不祥事防止策の試行」についてです。「(1) 概要」についてですが、新たな不祥事防止策について、複数校で試行的に実施し、有効性や課題等の検証を行う取組を実施いたしました。次に「(2) 実施内容」についてですが、「ア 電子キーボックスの導入」については、空き教室等での性暴力等の不祥事を防止するため、鍵の管理方法を強化し、ICカード等で開閉を行い、その履歴を記録・確認できる電子キーボックスを試行導入し、その取組結果については、資料記載のとおりです。「イ 年代別の不祥事防止研修の企画」については、不祥事の発生率が高い年代の教職員が自ら研修の企画・講師を行う取組を行ったものです。その結果については、資料記載のとおりです。

4/13ページをご覧ください。「ウ 行動経済学の知見を活用した啓発資料の作成」については、同僚職員等の不審な行為を見かけた際の速やかな相談・報告を促す啓発資料を、行動経済学の知見も活用して作成し、職員に配付いたしました。その取組結果については、資料記載のとおりです。

「4 その他の取組」についてです。「(1)」ですが、性暴力等被害が発生した場合の初動対応力を向上するための、映像資料等を活用したロールプレイング型の研修を実施しました。「(2)」については、児童生徒性暴力等を行うことにより、教育職員免許状が失効等となった者が免許状の再授与申請を行う場合、改善更生の状況等により再び免許状を授与することが適当か審査する審査会を設置いたしました。

最後に「5 今後の取組」です。今までの取組で、一定の効果があったと考えていますが、教員の意識や不祥事の状況から、その取組が十分に浸透しているとは言えず、来年度以降、モデル校の成果を踏まえ、引き続き、粘り強く、不祥事防止の取組を推進していきたいと考えております。

なお、5/13ページ以降に、先ほど申し上げました、従来施策の効果検証の取組として実施しました、校長や教職員のアンケート調査結果をつけておりますので、後ほどご覧ください。

今回の報告資料と同様のものを県議会文教常任委員会に報告し、県議会からは、不祥事防止の様々な取組を行っている中、今年度も性暴力等の事案が発生したことは遺憾である、不祥事防止の研修等を引き続き実施、継続、推進し、モデル校の成果を今後の不祥事防止策にしっかり反映し、より実効性のある取組を実施すること、などの要望をいただきました。繰り返しになりますが、私どもとしても、今後、教職員の不祥事根絶に向けた取組をしっかり進めていきたいと考えております。

「教職員による不祥事防止の取組について」の報告は以上です。よろしく願いいたします。

下城委員                    それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員                    資料の7/13ページ、8/13ページに、アンケート調査の結果の円グラフが出ているのですが、例えば、「自分自身は不祥事を起こすはずがないと思いますか」で、「思う」という方が38%、「思わない」「どちらとも言えない」を合わせると6割ぐらい

いる。それから、「不祥事が増加している状況に危機感を感じますか」に「感じる」が約8割近い。だけど、2割の方が「どちらともいえない」「感じない」という、ある意味「思う」などのプラスの回答をしている方よりも、そうではない部分の方が、これだけいろいろと不祥事の取組をやってきていても、現実には存在しているという、ここにやはり難しさがあるのだらうと思います。本当に自分自身でも分からないかと思っていたり、どちらともいえないという、判断に迷ってしまうという、その辺りのところについて、何かこのアンケート調査を基にして、より力を入れていこうと考えている取組は、今日ご説明いただいた中で、特にどの辺りになるのか、教えてくださいいただけますか。

行政課長

今、委員からご指摘いただいたとおり、教員に対するアンケートを示していますけれども、不祥事を起こした教員は、その教員の資質によると言えますか、資質によるから自分は起こさないだらうと、要するに、自分は不祥事と関わりがない人間だと思っているところが、やはり一部あるのかと。そういった一部の、資質に問題がある教員が起こした不祥事であるという認識は、やはりこのアンケート結果でも反映されているかと思えます。私どもとしては、不祥事防止の、先ほど懲戒処分の実績結果を見ると、性質、資質によるものも一部はありますけれども、誰でも不祥事を起こし得ることを、やはりしっかり認識していただく必要があるかと思えます。今回、懲戒処分を行った職員の意識、供述等だと、やはり自分ごととして考えられていないことが、改めて確認できたという状況です。やはりそういった部分で、来年度以降の教員の不祥事防止の取組の中で、今年から総合教育センターが研修をやっていますけれども、具体的に不祥事は誰でも起こすということと、起こした場合の具体的な自分の不利益、教員免許取消、退職になるということ、自分ごととして身近に感じられるような形で、啓発、指導の取組を進めていきたいと思っております。

笠原委員

実態を知るということは、すごく大事だと思います。例えば、学校経営にしても、子ども達の課題がどこにあるのか、先生方、職員の実態としてどういう考えを持っているのかを把握するところから、多分全てのことがスタートしていくときに、今、課長が言った、自分ごとにするということをどういうふうに自分ごととするかというところなのだらうと思います。その時に例えば、こういうアンケートを定期的に学校の中でやりながら、今の状況、今の学校の職員がどのように捉えているのかを知ること、すごく大事なことだと思います。一方で、働き方改革があるので、毎回学期ごとにはやっていかれないこともあるのかもしれないのですが、やはり環境として、自分達の集団はこういう考えを持った人達がいるのだと知ること、そして、自分が改めて、その中のどこに属しているのかを知ることによって、何か自分自身の弱さや課題に気づいていくのだらうと思います。各学校でこのようなことが、管理職の方々がどのように活用していくかという、これは校長方の経営的な部分にも関わってくると思うのですが、ただやはり、生徒達の安心・安全の学校という場を作るために、どういう教員集団を作っていくかは、教育委員会として、とても重要だと思うので、これを学期の終わりにやるのではなくて、やはりきちんと定期的に確認をしていくことも、一つの手かだと思いますので、今後の検討課題にさせていただければと思いま



す。

行政課長　　今回、効果検証ということで、教員のアンケートを実施しました。繰り返しますけれども、委員のご指摘の実施結果を見ると、やはり一定数の教員に浸透していないことは、事実として受けとめる必要があると思いますし、不祥事防止を主に担っている管理職の校長、副校長、教頭は、やっているのだけれども、理解に至っていない教員がいることはやはり認識することは必要かと思います。モデル校の取組などで、先ほど申し上げた、年代別研修、性犯罪を起こす職員は20代、30代が多い。そういった若手教員が性暴力の防止研修を行うなど、セクハラの不適切な発言となると年代の高い職員が多いということで、研修を自分達でやることによって効果があつたというアンケート結果が出ていますので、管理職から一方的にだけではなくて、自分達が自分ごとと考えられるように、また自分達が研修をすることによって、よりその意識が浸透していくのかと思っています。先ほど申し上げたモデル校の取組を、来年度、教員の負担感の部分についても、実施したモデル校から意見をいただきましたけれども、そういった負担感に配慮しながら取組を進めていければと思っています。

下城委員　　他にいかがでしょうか。

佐藤委員　　私もアンケートについて質問があるのですが、回答数2,400と記載されているのですが、回答率はどうだったのか。

それから、アンケートの提出方法は、紙で管理職に出すのか、それともウェブで匿名で出すのか。

それから、回答者の男女別で何か顕著な差があつたのか。あつたのであれば、教えていただきたいということ。

最後に、行動経済学の知見を生かした啓発資料について、複数の改善意見が示されたというのですが、資料の中に見当たらなかったようなので、具体的にどういうものがあつたのか教えてください。

行政課長　　教職員のアンケート調査については、県立学校に12,000人ぐらい定数がいると思います。回答率としては2割ぐらいの実施状況かと思っています。

教員がアンケートに回答しやすいように、夏休みの長期休業期間中を活用して、パソコンで回答できるようにしております。

性別によって分析をかけていないので、男女間の回答内容の差異は分析を行っていない状況です。

行動経済学を活用した啓発資料の関係ですけれども、今回、モデル校からいただいた部分は、先ほど言った不祥事が起きること、児童生徒が性暴力等によってダメージを受けることを写真を使って示したのですが、より具体的に分かりやすい写真を使った方がよい、また、出典について具体的な根拠を明らかにした方がよいという形で、各モデル校でのアンケート結果についてご意見をいただいた状況です。

佐藤委員　　アンケートは匿名だったのかと思うのですが、そうすると学校別の回答率も

特には分からないということになるのでしょうか。

行政課長           はい。

下城委員           他にいかがでしょうか。

常陸委員           10/13ページの「同僚職員等の不祥事につながりかねない行為を見かけたことがありますか」で「ある」が12%で、その時に「何もしなかった」という回答が13%、その次に、「管理職へ報告することにためらいを感じますか」で「感じる」が9%とあるのですけれども、例えば「何もしなかった」の理由が何なのかや、管理職に報告することをためらわせた理由は何であるかなど、自由回答のようなことで、理由をすくい上げることは、今回は恐らく自由回答はとっていないのだと思うのですが、次回こういったアンケートを実施する際は、ここに非常に不祥事防止のヒントになるようなことが隠れているのではないかと思いますので、次回への要望です。今回は自由回答なしということで合っていますか。

行政課長           今回、このアンケートの役割は、この部分は非常にリンクする重要なところだと思っていて、「何もしなかった」との回答をした教員ではないのですが、具体的には同僚職員の内容、例えば距離感が近いということを管理職等に報告することに対して、距離感が近いことをもって、必ずしも事故、不祥事という話ではないので、そういうことで、それぞれの教員の指導のスタイルがある中で、距離感が近いと思って管理職に報告するのはためらいがあったという、それぞれの指導法ということで、ためらいを感じるということです。告げ口をするようなことは、なかなかしづらいところ。私はその部分が非常に大きな不祥事防止のキーになると思っています。先ほど申し上げた、ナッジ、行動経済学を活用した啓発資料については、同僚職員からの報告によって防げた不祥事があるということを示すものを作成しました。管理職、同僚職員に相談することによって、不祥事の芽を摘む可能性も当然あるかと思えますので、まさしく今後、こういったアンケート結果を踏まえて、モデル校の結果も踏まえながら、不祥事防止啓発を進めていきたいと思えます。

常陸委員           もう一点よろしいでしょうか。先ほど笠原委員がご指摘になった、11/13ページの「自分自身は不祥事を起こすはずがないと思えますか」で、「思わない」が、かなり思った以上にいるという印象があるのですが、アンケートの中では、どんな不祥事を起こす可能性が自分にあるかなどといったところまでは掘り下げていないということでよろしいでしょうか。

行政課長           そうです。性暴力以外でも、体罰だったり、個人情報だったり、様々な不祥事がありますので、具体的な不祥事についての、自分が起こす可能性についての問ではありません。ただ、繰り返しになりますけれども、先ほど、教員の部分で、性犯罪・性暴力等というのは、一部資質によると思っている教員がやはりいるというのがあり、20代、30代はそういった部分が、他の年代と比べますと、上の全教職員の部分に記載し

ていますけれども、やはり一定、注意すべき状況かと思っております。

下城委員

今の点に関連して私からも一言。「自分自身は不祥事を起こすはずがないと思いませんか」で「思う」という人が38%いるという数字です。最初の報告で、「自分ごととしてきちんと分かっているのか」ということを繰り返されたので、分かっていると思うのですが、これは、「自分自身は不祥事を起こすはずがないと思っている」という数が増えればよいというものではなくて、むしろこの中に一定数、自分ごととして全然捉えられていない数が入っていると思えば、これが多いということは、まだ全然浸透していないとも分析できるところで、いじめと一緒に、相手からどう見えているか、自分がそんなことをしていないと思っても、ハラスメントもそうですが、相手からどう見えているか、教員という立場で生徒達からどう見えているかを考えて、危機感を持たなくてはいけないということが根本ですので、その点の理解が本当に十分に行き届いた上で、例えばチームティーチングなど、いろいろなことをした上で、不祥事を起こさないと言っている数字がこれでしたらよいのですが、そうではない、まだ全然、自分ごとと感じられていないという数が、この中にかなり混じっているとすれば問題なので、アンケートする以上はきちんと選り分けられるような問を追加するなり、掘り下げるなりという必要はあるのだらうと思いました。よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問がないようでしたら、これは報告事項ですので以上とします。

それでは次に、日程第1の臨教第55号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員企画課長を指定します。

(10時30分非公開の会議に入り、11時05分公開の会議に戻る)

教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和7年3月24日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 臨教第55号議案

- ・ 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 臨教第56号議案

- ・ 県立学校人事担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 臨教第57号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。